

狛江市地域防災計画の修正について

1 改正の趣旨

狛江市地域防災計画は震災編、風水害編、火山編と整備してきたところであるが、令和 7 年 11 月の大分市佐賀関の大規模火災に見られる様に、狛江市においても住宅密集に伴う火災対策等、防災計画をより充実する必要がある。また、災害発生時における市の態勢や、計画の記述内容・量等についても、簡潔かつ理解容易で真に必要な内容を網羅した計画に再整理し、使用しやすい計画とするため、今年度中に修正を図るものである。

2 見直しの方向性

- (1) 震災編、風水害編、火山編を併せて一本の計画に集約
風水害編、火山編には「震災編を準用する。」という記述が多く、震災編を手元に置くまたはデータを開いて見比べる必要があり、計画単体として活用困難
- (2) 新たに大規模火災対策や放射性物質飛来時等の対策をまとめた「大規模事故等編」を追加
(第 1 部：総則、第 2 部：震災編、第 3 部：風水害編、第 4 部：火山編、第 5 部：大規模事故等編の構成で検討)
- (3) 記述内容の精査、コンパクト化
市の計画であるにも拘らず、東京都や関係機関の実施する事項まで細かく記述しており、いたずらに量が多い。市の防災業務に真に必要な事項を除き削除または参考資料として再構成
- (4) 発災時の市の対処態勢の再検討（簡潔で災害の種類を問わず同一の態勢）
 - ア 震災時の災害対策本部は、勤務時間内と休日、夜間で態勢区分・内容が異なっているが、これを統一（資料①参照）
 - イ 風水害時の災害発生前後（災害対策本部設置前後）の態勢が都の態勢を準用にしているが、規模の大きな都と同様の態勢は市には困難であり、市の実情に合わせて再整理（資料②参照）

ウ 各編において態勢を個別に設定するのではなく、努めて共通の態勢として整理し、理解の容易化を図る。

(5) その他

ア 風水害編における避難所の整理(いわゆる発災前の「自主避難所」と発災後の「指定避難所」の区別)
(資料③④参照)

イ 地域内輸送拠点を総合体育館で計画しているが、トラック等からの荷物の搬入、搬出が極めて困難であり、他の場所を検討

3 今後のスケジュール(案)

項目	時期
庁議 (策定趣旨、スケジュール等の決定)	令和8年5月26日
防災会議① (策定開始の決定)	令和8年6月中旬
安心安全課にて素案作成、各部、関係機関への意見照会及び各種調整	令和8年7月下旬まで
庁議 (防災会議に諮る案(東京都協議案)の決定)	令和8年7月下旬まで
防災会議② (東京都協議案の決定)	令和8年8月上旬
東京都協議 (計2回)	令和8年12月上旬まで
庁議 (市民説明会、パブリックコメント案の決定)	令和8年12月中旬
防災会議③ (市民説明会、パブリックコメント案の報告)	令和8年12月下旬
市民説明会、パブリックコメント	令和9年1月～2月
庁議 (市民説明会、パブリックコメント結果報告、計画の決定)	令和9年3月上旬
防災会議④ (市民説明会、パブリックコメント結果報告、計画の決定)	令和9年3月中旬
計画公表	令和9年3月下旬